

厚木市ふれあいプラザ再整備計画（案）に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

厚木市ふれあいプラザ再整備計画を策定するに当たり、計画について広く市民に情報提供し、市民からの意見を可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市ふれあいプラザ再整備計画（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（8月15日号）への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載（8月15日から）

4 窓口での案及び概要版の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で平成30年9月1日から平成30年10月1日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 環境センター1階環境事業課
- (2) ふれあいプラザ
- (3) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- (4) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (6) 保健福祉センター
- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ窓口（アミューあつぎ6階）
- (9) 市ホームページ

5 意見等提出期間

平成30年9月1日（土）から平成30年10月1日（月）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体

(4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 直接提出する場合

ア 環境センター1階環境事業課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) ふれあいプラザ

(イ) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー

(ウ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(エ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(オ) 保健福祉センター

(カ) 中央図書館

(キ) あつぎ市民交流プラザ窓口（アミューあつぎ6階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-0807

厚木市環境農政部環境事業課施設管理係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 (046)224-0920

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 3300@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「厚木市ふれあいプラザ再整備計画（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市ふれあいプラザ再整備計画（案）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、4の窓口での案及び解説資料の配布及び閲覧に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。